

平成27年度第1回 府中町総合教育会議 議事録

日 時：平成27年7月28日（火）14時15分～15時15分

場 所：くすのきプラザ2階 研修室

出席者：町長 和多利 義之

教育長 高杉 良知

教育委員 川野 祐二

教育委員 坂田 眞澄

教育委員 小濱 樹子

教育委員 田村 雅恵

○開会

○和多利町長挨拶

○高杉教育長挨拶

○協議事項

和多利町長

まず、協議事項の1「府中町総合教育会議の運営について」を議題にいたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、協議事項の1「府中町総合教育会議の運営について」の説明に入らせていただきます。

総合教育会議は、町長と教育委員会が円滑に意思疎通をはかり本町教育の目指す姿勢等を共有しながら、連携して効果的に行政を推進していくための会議でございます。

資料1「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第1条の4において、どういう目的で行い、どのように運営していくものなのかということが規定されております。

総合教育会議の目的としては、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議、重点的に講ずべき施策の協議、児童・生徒等に対する緊急的な対応が必要な場合といったときに開催するということが規定されております。

さらに、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定めると規定されております。

事務局といたしましては、会議に関する要綱と会議の傍聴に関する規程の2つの規程が必要と考えておりまして、その（案）を説明させていただきます。

まず、資料2「府中町総合教育会議設置要綱（案）」をご覧ください。

設置要綱（案）の内容でございますが、まず第1条（設置）として、法律の規定に基づき府中町総合教育会議を設置することを規定しております。

第2条は所掌事務ということで、法律に規定されている事項、先ほど申し上げました教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議、重点的に講ずべき施策の協議、児童・生徒等に対する緊急的な対応が必要な場合といった事項を所掌します。

第3条は構成員ですが、会議は町長及び教育委員会で構成します。

第4条は会議の招集について、会議は町長が招集し、教育委員会からも会議の招集を求めることができます。

第5条は意見聴取ですが、会議において必要と認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から意見を聴くことができ、教育委員会からも意見聴取を実施するよう求めることができます。

第6条は会議の公開について、会議は基本的に公開しますが、個人の秘密を保つため必要な場合等は非公開にすることができます。

第7条は議事録について、会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、町のホームページへの掲載等により公表するものとします。議事録は要旨を記載するよう考えております。

第8条は調整結果の尊重ということで、会議において事務の調整を行った事項は尊重しなければならないこととしております。

第9条は庶務ということで、会議の庶務は総務部総務課において処理します。

第10条は委任として、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は総合教育会議が定めることとしております。

続きまして、府中町総合教育会議傍聴規程（案）の説明をさせていただきます。資料3「府中町総合教育会議傍聴規程（案）」をご覧ください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第6項及び総合教育会議設置要綱（案）第6条において、この総合教育会議は原則公開とすることから。この規程は、総合教育会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものであります。

傍聴規程（案）の内容でございますが、第1条は趣旨ということで、総合教育会議の傍聴に関して必要な事項を定めるとしております。

第2条は傍聴の許可ということで、傍聴希望者は傍聴受付簿に住所、氏名を記載して傍聴の許可を受けていただきます。

第3条は傍聴できない者として、飲酒をしている者、会議を妨害するような物を持っている者、その他傍聴することが適当でないと認める者は傍聴できないこととします。

第4条は傍聴人数の制限として、町長は会議場の規模等を勘案して、傍聴人数を制限することができます。

第5条は傍聴人の行為の制限として、傍聴人は飲食、喫煙や私語、雑談さらに賛否を表明する等会議の妨害をしてはならないとし、写真、ビデオ等の撮影は町長の許可を必要とします。

第6条は傍聴人の退場として、傍聴人は第5条の規定に従わないため退場を命じられたときや会議が非公開となったときは、速やかに会場から退場しなければならないとします。

第7条は委任ということで、この規程に定めるもののほか、傍聴に関して必要な事項は総合教育会議が定めることとしております。

これで、協議事項の1「府中町総合教育会議の運営について」の説明を終了させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

和多利町長

総合教育会議の運営上必要となる、設置要綱と傍聴規程をこの会議にお諮りしたうえで、制定させていただきたいということでございます。本件につきまして、事務局からの説明に対して何かご意見・ご質問ございますか。

(質疑なし)

それでは、府中町総合教育会議設置要綱と府中町総合教育会議傍聴規程につきまして、皆様のご了解をいただいたということで、制定させていただきたいと思っております。

和多利町長

続きまして、協議事項の2「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について」に入りたいと思っております。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、協議事項の2「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について」の説明をさせていただきます。

大綱は、教育の目標や施策の根本的な方針を定めるもので、総合教育会議において地方公共団体の長と教育委員会が調整し、地方公共団体の長が策定します。これは、資料1「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第1条の3において、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の長が定めることとし、大綱を定め又は変更しようとするときは、総合教育会議において協議するものと規定されております。

また、予算権限や条例提案権を持つ地方公共団体の長が大綱を定めることにより、福祉や地域振興などの一般行政と密接に連携させながら、地方公共団体の教育、学術及び

文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることとなります。大綱は、教育に関する総合的な施策についての目標や根本となる方針を定めるもので、個別の施策の詳細について定めるものではありません。策定期間として4年から5年程度を想定しております。

府中町においては、現在、第4次府中町総合計画を策定中でございます。第4次総合計画は、計画期間を平成28年度から平成37年度の10年間とし、これからの府中町のまちづくりの総合的かつ計画的なものを定めるものです。

また、府中町教育委員会においては、教育基本法第17条第1項に規定する国の教育振興基本計画を参酌し、府中町における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、資料4「府中町教育振興基本計画」をこの3月に策定しているところです。

この府中町教育振興基本計画は、計画期間を平成27年度から平成31年度までの5年間とし、府中町第3次総合計画で掲げる、まちづくりの基本方針である「ひとがきらめき、まちが輝くオアシス都市あきふちゅう」を踏まえて、さらに第4次総合計画を見据えた、府中町における教育行政の基本理念・基本目標を掲げており、府中町の教育行政全体の方向性が示されています。

本町の大綱として定めるべき、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策についての目標や方針については、この府中町教育振興基本計画を踏まえて、第4次総合計画の策定と調整を図りながら大綱を策定していきたいと考えております。時期的には、第4次総合計画の策定スケジュールを踏まえ年度内にと考えております。

以上で、協議事項の2「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について」の説明を終わります。

和多利町長

事務局から説明がありましたが、教育委員会において府中町教育振興基本計画を作っておられます。私としては、この基本計画を踏まえつつ、第4次総合計画の策定を見据えた上で、改めて府中町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定したいと考えております。

そこで、皆様に教育振興基本計画を作られるにあたって、思いでありますとか、大綱へのご意見等について、お一人ずつ伺いたいと思います。

まず、最初に高杉教育長から教育振興基本計画の概要について若干ご説明をいただいた上で、ご意見等をお願いします。

高杉教育長

それでは、府中町教育振興基本計画の概要についてご説明をさせていただきたいと思っております。教育振興基本計画につきましては、昨年度、事務局で草案を作りまして、それを各教育委員さん方にたたいていただいて、ご意見をいただきながら作り上げてきたものでございます。

教育委員会では、毎年度の基本方針・重点施策を定めて府中町教育行政基本方針という形で策定をしておりましたが、この度、平成 27 年度から平成 31 年度の 5 年間に計画期間として府中町教育振興基本計画を策定いたしました。この計画は従来からの府中町教育行政基本方針を踏襲しつつ、基本理念・基本目標をより明確にし、各施策の体系を明らかにし、向こう 5 年間という期間を射程に入れた、府中町の教育行政全体の方向性を示すために策定したものでございます。

1 ページの下段になりますけれども、府中町教育委員会が従来から掲げております「あいさつ 感謝 志 をキーワードとした 社会総ぐるみの人材育成」を基本理念に据えて、学校教育においては、学校・家庭・地域が一体となり、府中町で育つ子どもたちが、高い志や主体的に学び続ける力を身に付け、課題を解決しながら、生き抜く力を獲得するための取り組みを進めてまいります。また、社会教育においては、多様な世代の人々が、学びを通じて地域に親しみ、絆を結び、自己を実現するとともに、その力を地域に還元するという「学びの好循環システム」の構築を目指すための取り組みを進めてまいります。更に、学校教育・社会教育をささえるためのハードの整備、安心・安全で質の高い教育環境を進めていくことを盛り込んだ計画となっております。

計画の位置づけについて 3 ページをご覧ください。教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づく府中町の教育振興基本計画であり、府中町行政全体の方向性を定めた、府中町第 3 次総合計画で掲げたまちづくりの基本方針「ひとがきらめき まちが輝く オアシス都市 あきふちゅう」を踏まえたものであります。先ほど総務課長から説明がありましたけれども、府中町第 3 次総合計画は後期の計画期間、平成 18 年度から平成 27 年度となっており、今年度いっぱいでは終了するものですが、平成 28 年度から向こう 10 年間に計画期間として第 4 次総合計画が現在策定中でございます。今回策定した教育振興基本計画の内容も第 4 次総合計画に反映させて行こうという思いで策定をしております。第 4 次総合計画においては、各目標について指標を設定する予定となっており、4 次総での指標設定後、各種指標を盛り込んでいく予定としておりますので、今回お示しをしている教育振興基本計画は基本理念・基本目標を明確化し、実現のために必要な施策を明らかにし、府中町の教育全体の方向性を示したものであるという位置づけとなっております。

それでは、計画の概要について 2 ページの概念図をご覧くださいと思います。第 3 次総合計画で定めた府中町の将来像「ひとがきらめき まちが輝く オアシス都市 あきふちゅう」が一番左にございます。この将来像は、第 4 次総合計画にも引き継がれる方向だというふうに検討されていると聞いております。この将来像を受けて教育の基本理念として「あいさつ 感謝 志 をキーワードとした 社会総ぐるみの人材育成」ということでございます。お示した概念図でございますが、学校教育においては、学校を中心とした学校・家庭・地域の温かな協働のもと、子どもたちが社会を生き抜く力をつけるため知・徳・体のバランスのとれた基礎・基本の定着及び課題発見・解決学習を

推進し、志を持って成長することを示しております。社会教育におきましては自己実現と成果還元が循環し、社会が人をはぐくみ、人が社会を作る、学びの好循環システムの構築をイメージしているところでございます。基本目標として学校教育においては、あいさつ・感謝・志を柱とした学校教育の推進を掲げ、基本方針として社会を生き抜く力の育成と、志を持ち未来へ挑戦する児童生徒の育成、学校・家庭・地域が協働した児童生徒の育成、児童生徒一人一人の自立を目指した就学支援の充実を掲げております。社会教育においては、学び合い生きがいを育む社会教育の充実を基本目標として掲げ、基本方針として、生涯各期に応じた学習機会の提供、芸術・文化の普及・振興、スポーツの振興を掲げております。また、学校教育及び社会教育を支えるハード面の整備として安心・安全で質の高い教育環境の整備として耐震化完了以降の教育環境整備をあげております。

重点施策ごとの主な取り組みにつきましては 6 ページ以降にございます。細かい施策まで総合教育会議で協議・調整するということにはなっておりませんが、初めての会議でもありますので、全体像としてお分かりいただくために説明をさせていただきますと思います。

まず、学校教育から説明をさせていただきます。基本方針「社会を生き抜く力の育成」の重点施策として知・徳・体のバランスのとれた「基礎・基本」の定着を図ります。確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成を図り、生涯にわたる学びの基盤を確実に身に付けることを目指します。また、もうひとつの重点施策として課題発見・解決学習の推進を行います。子どもたちの主体的な学びを促進し、これからの社会で活躍するために必要な資質・能力を身に付けた児童生徒の育成をはかります。

次に、基本方針「志を持ち未来へ挑戦する児童生徒の育成」の重点施策として志を育てる教育の推進を行います。社会の第一線で活躍する府中町ゆかりの人の姿を見せ、夢の実現に向かい挑戦する気持ちを育てる「志を育てる教育」や、職場体験・職場インタビューを通して自らの生き方を考えるキャリア教育を推進します。また、二つ目の重点施策として国際化に対応した教育の推進を行います。外国語によるコミュニケーション能力の向上・定着を図るとともに、グローバル社会で生きるために必要な国際理解教育を推進します。三つ目の重点施策として、情報化に対応した教育の推進をはかります。ICTを活用することにより授業の質の向上や学びの多様化をはかり、主体的に学ぶ児童生徒を育成します。

次の基本方針「学校・家庭・地域が協働した児童生徒の教育の推進」の主な取組として、平成 26 年度南小学校で取り組んだコミュニティ・スクールを他の学校にも広げていくことにより、積極的な情報発信や文化・スポーツ等に関する地域の人材を活用することで、地域とともに歩む開かれた学校、さらには信頼される学校を目指します。

次の基本方針「児童生徒一人一人の自立を目指した就学支援の充実」の主な取組として、発達障害専門性向上事業の活用により、適切な指導の充実を図ります。また、青少

年教育相談員、学校生活・学習支援員による教育相談・学習支援の充実、これは昨年、一昨年と、町長との予算についての意見交換のなかでお願いをして、予算化をしていただくようになった事業でございますが、更なる充実を図るとともに、教育支援員による一人一人の状況に合わせた特別支援教育を実施してまいります。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用により、きめ細やかな支援に努めてまいります。

次に社会教育でございます。まず、基本方針「生涯各期に応じた学習機会の提供」の重点施策として生涯各期に応じた学習機会の充実を行います。少年期・青年期・高齢者を対象にそれぞれの年代に応じた学習講座、イベント等を実施するとともに、学習した成果を地域に還元する機会を提供いたします。また、地域の学習指導者を発掘・養成するとともにボランティア活動を支援・促進してまいります。特に放課後の子どもたちの居場所作り、体験活動の場として放課後子供教室を充実させたいと思っております。次の重点施策、家庭教育の支援として、学習プログラム講座を開催するスタッフ・リーダーの育成を行ってまいります。また、公民館を拠点施設として、幼少年期の子どもを持つ保護者を対象とした学習講座の実施や交流機会の提供を図ります。さらに留守家庭児童会について、小学校高学年の受け入れも視野に入れ、関係部局と協議をしてまいります。次の重点施策、図書館活動の推進として、図書館資料の一層の充実にも努めるとともに、特に幼児期からの読書活動の定着を図ります。また、ボランティアの育成や交流にも努めるとともに、調べ学習等の支援を行ってまいります。

次の基本方針「芸術・文化の普及・振興」の重点施策、芸術文化活動の推進として、府中セミナーの実施や音楽鑑賞機会の提供を図ります。また、文化団体相互の連携を推進し、活動の支援を通じて芸術・文化活動の活性化を図ります。また、町内の伝統文化の継承を図るため、文化団体の育成と支援に努めます。次の重点施策の文化財の保存と活用の推進は、ふるさと再発見講座を引き続き実施するとともに、全国的にもきわめて重要視されている下岡田遺跡の今後の在り方を検討し、文化財の保護に繋がります。また、町のボランティアガイドを育成し、小・中学校の学習支援への活用を図ります。

基本方針「スポーツの振興」の重点施策として、社会体育施設等の活用、促進を行います。社会体育施設、学校体育施設の開放事業を引き続き実施するにあたり、インターネットを利用して利用状況の照会システムの検討を行ってまいります。また、小学校プール開放事業を実施してまいります。また、もう一つの重点施策として、健康・体力づくりの推進を行います。社会体育施設を利用したトレーニング指導を実施するとともに、スポーツ団体の支援を行います。また、スポーツ推進委員等、指導員の養成及び研修を行い、地域のスポーツ指導者の育成を図るとともに総合型地域スポーツクラブの活動を支援してまいりたいと思っております。

大きな柱の3つめでございます。「安心・安全で質の高い教育環境の整備」におきましては、学校教育、社会教育の多様な学習活動に対応した機能的で質の高い教育環境の整

備・充実に取り組むとともに、安心して学べる施設・設備の改善・充実を図ります。最初の重点施策として、学校施設の標準仕様の策定を行います。計画的かつ効率的な施設整備を実現するため、学校施設に必要な機能を整備し、標準仕様を策定してまいります。また、次の重点施策として、普通教室等の空調設備整備及び教育環境の充実を行います。さらに重点施策として、校舎、体育館等、屋外環境施設及び給食調理場の改善を図ります。次の重点施策として、学校施設耐震化事業の完了を目指してまいります。次の重点施策として、社会教育施設の充実も目指してまいります。府中公民館につきましては、施設の複合化も視野に入れた今後の在り方を検討し、再編整備を推進します。同時に町内の体育施設についても、再編を視野に入れた検討を行います。府中南公民館につきましては、空調設備の改修、耐震診断を実施し、耐震化に着手します。

この教育振興基本計画については、社会総ぐるみで教育の充実を図り、教育環境を整えていくために、協議、連携を図りながら効果的な施策の充実に努めて行きます。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

川野委員

ひとつ質問してよろしいですか。「教育、学術及び文化の振興」とありますが、学術は何を考えて学術ということを入れたのでしょうか。今の基本計画には、学術の言葉は一言もないと思うんですね。学術という言葉が少し高等教育以上のことを感じる言葉なんですけれども、これについて、法律の規定にも学術ってありますか。少し重々しい感じがするんですけれども、学術の部分、そういう内容のものを府中町としてお作りになろうとしているのか、そういうことを担当の事務局の方に聞いてみたいと思います。

事務局

あくまでも法律の中で、資料1の地教行法第1条の3第1項にありますように「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」というのが一つの一連の用語だと捉えております。ですので、今後大綱を定める中において、個別に必要な時には検討ということになるかもしれませんが、今現在、事務局として具体的にこれというような明確な思いはございません。

川野委員

地域の実情に依じてということですね。読み込んでなかったもので、そこに出ているんですね。私の気持ちの上では、学術というのは重々しい内容だなと思いました。もう少し違う表現でよかったと思ったので、一言、言わせていただきました。

少し言わせてもらおうと、建物を作って一番困るのは改修時期です。大体どこのご家庭でも、マンションであろうが一戸建てであろうが15年から25年位の間で屋根を塗り替えたり、壁を直したりとかあると思います。それを考えたときに今後、私たちの府中町

にある建物、今耐震ということに関しては100パーセントにあと1年で完了することになり、安心安全な教育環境が整うということは良く分かりました。ただ、それは建物本体だけのことであって、それに伴う教育内容も安心安全・質の高い教育を享受していただくべく、様々な取り組みをしていただきたいと思います。

言いたい事が沢山あるなかで、どうしても言っておきたい事ということで、たとえば校舎が終わったら、先ほども触れられた普通教室の空調設備の問題も出てくるでしょう。あるいは校舎や体育館等の屋外施設等の災害時の集合場所になってしまうこともあるとすれば、学校の老朽化したところ、体育館とかプールとか、あるいは門扉・塀あたりもあるかもしれません。そういったこともトータルで改善していかなければならないと思います。常々感じておる次第であります。

また、食育についても大事だと思いますので、この食育の中心である給食調理場等もぜひ良い施設に、先ほど教育長は標準仕様と言われましたけれども、標準的にどこもある一定のレベルを保てるように、20年、30年のスパンでやりかえることがあるとすれば、校舎が終わった後は、もう少し周辺の施設にも心配りをして財政計画を立ててほしいと思います。

坂田委員

川野委員さんと重なるところもあるんですけども、府中中央小学校の新築、府中中学校の改築、そして耐震化ということで進んでおります。社会教育施設についても、施設利用も増え、25年度と26年度の利用者を比べてみますと、2.3パーセント増えております。高齢化が進む中で、安心安全で快適に、そして機能的に活動できる施設の再検討をお願いしたいと思います。

それからもう一点、これは教育振興基本計画の7ページになるんですけども、課題発見・解決学習の推進ということで、学校図書館の充実ということが謳われています。学校図書館が選択的な機能を持つために教育委員会も検討されているわけですが、今現在、全部の学校に学校司書が配置されているわけではないんです。全学校に配置していただければと思っています。

小濱委員

私は府中町に来て17年位になります。一番上の娘が20歳になった時、手紙を書いて渡したら、その子が大泣きして「私この家に生まれてよかった」と言ってくれたんですよ。私も子育てしてきてすごく楽しかったですし、府中町で子育てしてきて良かったと思っています。子どもたちが府中町で育ってよかったというキャッチフレーズがございませうけど、親も子育てして、府中町で子育てして良かったなと思えるような町が良いと思っています。

どうして良かったのか振り返って思うと、町の人たちのつながりが大きいのかなと私

は思っています。個人的な思いですが、町全体で教育をしていくというような人材を育てていくというのがすごく大切なのかなと。今は家庭の教育力が低下していると言われていまして、本来であれば親がきちんと子どもの手本になって、子どもが育っていれば良いのですが、なかなかその辺が難しいかと思しますので、学校が中心となって、地域の人も各家庭の人も協力して子育てしていかないとなかなか難しいのかなと。すごくその辺の絆、つながりというのが大切なのかなと一番思っているところです。そういうところに重点をおいてやっていただけたら良いのかなと思っております。

今、時代がすごく動いていて知識だけで生きていけるような世の中ではないので、そういう中で子どもたちが自立して、最終的に教育とは、子どもたちが自分で自立して生きていけることだと思いますので、どうやって自立して生きていけるか、課題を発見し、解決する力をつけることが大切になるのかなと思います。県の教育委員会もそういう形で変革が進んでいますけれども、府中町でも課題発見や解決学習を推進していくような施策を取り入れていただけたらと思っております。

それから、全体的に今、貧困の家庭が増えてきたりとか、発達障害の子も増えてきて、個人差がすごく大きくなってきていると思います。そういう個人差に対応できるように、府中町でも考えられていると思いますが、教育支援員の方の手助けが大切なのかなと思いますので、配置をお願いしたりですとか、コミュニティ・スクールのような形で活動支援していく中で助けていただくということも必要なのかなと思っております。スクールソーシャルワーカーのような方に困難な家庭を支援していただくということもやっていただけるとすごくありがたいなと思っております。

田村委員

2点申し上げたいと思います。まず1点目は先ほど小濱委員もおっしゃいましたように、コミュニティ・スクールを推進していただきたいということです。今、私は南小のサポーターをさせていただいております。私だけではなく、みなさんがいろいろな分野で、できることをできる範囲でやろうということで、南小の中にも気持ちよく入っていただいております。大人の良い見本を見せに学校へ、ということ合言葉にしております。

先日の南小の朝の登校風景なんですけれども、信号無視をした35、6歳の男性に対して、交通指導員さんが「信号を守りなさい」と言ったんです。そうすると、逆切れをしまして殴りかかりそうになってということがあったんですけれども、子どもたちはそれを見て学校に行っているわけなんですよね。だから子どもに挨拶をなさい、こうしなさいという前にまず、地域の大人が子どもたちに気持ちの良い挨拶をしている姿を見られるような、本当に地域ぐるみで子どもを育てていきたいなと強く思っています。

2点目は、連携という言葉がキーワードになってくると思うんですけれども、府中町では町内の保育園が私立になるのでなかなか難しい面もあるかとは思いますが、幼稚園・保育園で教育を受けて、いざ小学校に上がると話が聞けない子がいたと、小学校の

方も戸惑うことがあると思うんです。ですから、保幼小中の連携ということを考えていただいて、その中で話を聞ける子に育てようと統一的なものを掲げて、みんなで子どもを育てていけたらなと思います。まず、公立の小中のほうをオープンにして、幼稚園・保育園の方から見に来ていただいて、今度は幼稚園・保育園を見に行こうと働きかけていただいて、うまく連携が取れていければいいなと思います。

和多利町長

ありがとうございました。貴重なたくさんのご意見をいただきました。教育振興基本計画、いい計画を立てられておると感じます。

貴重なご意見をいただきまして、今後の大綱の策定に活かしてまいりたいと思っております。

今日の日程は皆様方のご意見を聴かせていただくということで、すべて終了いたしましたので、これをもって会議は閉じますが、あとは事務局にお渡しをしたいと思います。

事務局

先ほど川野委員からのご質問で、事務局から説明させていただきましたが、法律の書き方からいえば、地方公共団体の長が大綱を作るということで、地方公共団体は、市区町村から都道府県まで幅が広いなかで、学術部分というのは、例えば公立の大学とかを設置している都道府県や政令市が対象になるかと思えます。府中町レベルで言うと学術の部分の振興施策は難しいのかなと思っております。

○閉会